明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・農林水産**四）　一
○国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四八）　三
○樹木採取権登録令施行規則（**同**四九）　三

〔告　示〕
○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（**総務**二八六）　二〇
○周波数割当計画の一部を変更する件（**同**二八七）　二〇
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**厚生労働**二〇〇）　二六
○係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示（**海上保安庁**三八）　二六
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（**同**三九）　三一

〔官庁報告〕
国家試験
令和元年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　三六
令和元年度技術士第一次試験再試験の実施（同）　四四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　七九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

省令

○財務省・農林水産省令第四号

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十一号）の施行に伴い、独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓

独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る業務方法書の記載事項）	（農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る業務方法書の記載事項）
第三条　信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務並びに暫定措置法第六条第一項に規定する業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第三条**　信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務並びに暫定措置法第六条第一項に規定する業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　法第十二条第一項第五号及び第六号に掲げる業務（暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を含む。）及び法第十二条第三項に規定する業務に関する事項	二　法第十二条第一項第五号に掲げる業務（暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を含む。）及び法第十二条第三項に規定する業務に関する事項
三　法第十二条第一項第七号から第十号までに掲げる業務に関する事項	三　法第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務に関する事項
四～六　（略）	四～六　（略）